

障がいのある学生に対する履修及び単位認定等における特別措置に関する申合せ

(平成29年3月8日学生委員長会議決定)

[令和3年4月1日最終改正]

(趣旨)

第1 この特別措置は、障がいのある学生の修学支援に関する要項（以下「要項」という。）第8条第2項の規定に基づき、障がいのある学生に対する特別措置に必要な事項を定めるとともに履修及び単位認定等において、公平性を損なわない範囲で、当該学生の障がいに応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

(対象者)

第2 この特別措置の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要項第2条の規定による「障がいのある学生」のうち、要項第5条第1項の規定により支援を申し出た者
- (2) 要項第5条第1項の規定による申し出を行う時間的余裕がない場合においては、授業担当教員が特別措置を必要と認めた者

(内容・方法等)

第3 対象者からの申し出に基づき、所属学部、教育・学生支援本部障がい学生支援室、指導教員、及び教育・学生支援部教育企画課が検討し、その結果に基づき、島根大学障がい学生修学支援委員会において決定する。なお、決定にあたっては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項（以下「留意事項」という。）に定めるもののほか、以下の特別措置の内容・方法等を基準とする。ただし、本申合せに記載のない事項については、その都度協議のうえ、決定する。

I 履修に関する配慮(※を付したものは、留意事項を示す。)

- 1 履修登録に際して、シラバス等の情報保障及び登録に必要な支援をする。
- 2 教科書や配布資料等の電子データの提供及び点訳・拡大をする。
※ シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 3 板書・視聴覚教材等の情報保障をする。
※ 授業中、ノートを取ること等が困難な学生に、板書の撮影や授業の録画等を認めること。
- 4 講義やゼミにおけるパソコン等の支援機器等の持ち込みを認める。
※ 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- 5 実験・フィールドワーク等を実施する際には、支援方法について当該学生と打合せを行う。
※ ・教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
・教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
・障がいのある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシス

タント等を配置すること。

- 6 その他授業を履修するために必要な支援を行う。

II 単位認定等に関する配慮

【視覚に関する配慮】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピー、点字に翻訳等をする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める。)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
※ 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がいの特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字等の使用を認めたりすること。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。
※ 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がいの特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字等の使用を認めたりすること。

【聴覚に関する配慮】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
※ ・口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
・入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者やノートテイク等配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【肢体不自由に関する配慮】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ、②口頭、③テープ録音、④代筆、などによることも可能とする。
- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。
- 5 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 6 必要に応じて、介助者の同席を認める。
※ 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めるこ

と。

7 必要に応じて、試験時間を延長する。

8 演習・実習等におけるレポート提出等に際して、課題が障がいのため困難な場合は、代替による成績評価を行う。

【病弱者に関する配慮】

病弱者(学校教育法施行令第22条の3の規定によるものをいう。)については、本申合せに定める障がいの種類・程度に応じて配慮する。

【発達障がい者に関する配慮】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める。)
- 2 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 3 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障がいに関する配慮】

- 1 上述の障がい種別に該当しない者に対する特別措置は、要項第5条第2項の規定により島根大学障がい学生修学支援委員会が決定する。
- 2 上述の障がいを複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障がい種別による措置を参考に要項第5条第2項の規定により島根大学障がい学生修学支援委員会が決定する。
- 3 その他

(別室受験への対応)

第4 第3のⅡにより別室で受験させる場合には、授業担当教員以外の監督者及び必要に応じて補助者を配置して実施するものとする。

(入学者選抜試験への配慮)

第5 入学者選抜試験に関する受験上の配慮は、大学入試センターが定める「大学入学共通テスト受験上の配慮案内」に準じ、障がいの種類・程度に応じた措置を島根大学障がい学生修学支援委員会において決定する。

(報告)

第6 第2の(2)に基づき授業担当教員が特別措置を行ったときは、文書により教育・学生支援本部障がい学生支援室長に報告しなければならない。

附 記

- 1 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)(平成19年7月5日学生委員長会議決定)は廃止する。
- 2 この申合せは、平成29年4月1日から実施する。

附 記(平成30年6月5日一部改正)

この申合せは、平成30年6月5日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 記(令和3年4月1日一部改正)

この申合せは、令和3年4月1日から実施する。